

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年3月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和7年6月21日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和7年6月20日 首都高速道路株式会社

代表取締役社長 寺山 徹

記

1 記〔8〕中「令和7年5月26日」を「令和7年6月21日」に改める。

2 別添2中

「都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

飯田橋」を

「都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

飯田橋(E T C)」に、

「都道首都高速目黒板橋線

西池袋」を

西池袋(E T C)」に、

「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

扇大橋」を

「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

扇大橋(E T C)」に、

「横浜市道高速2号線

永田」を

永田(E T C)」に改める。

3 別添3中

「扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）」を

「扇大橋（E T C）（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）」に改める。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十日

北海道江別市野幌美幸町二〇番地の二〇

有限会社伊藤建装
清算人 松井 剛

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十日

北海道小樽市銭函四丁目一〇一番地三

株式会社ジー・オー・ピー札幌
代表清算人 横田 正

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十日

札幌市中央区南一条西一丁目一六番地四
シルキービル
株式会社グライド
代表清算人 前川 大輔

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十日

北海道帯広市東四条南十四丁目一九番地
有限会社アースプラン
清算人 市田 寛